

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
愛知用水総合管理所長 小栗 幸樹
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 牧尾管理所外消防設備点検等業務【オープンカウンター方式】
- 2 施 行 場 所 長野県木曾郡木曾町三岳7696-1
独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 牧尾管理所 外1箇所
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和11年3月15日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 条 件 下記に掲げる全ての条件を満たしている者であること。
①長野県に本店、支店又は営業所等が存すること。
②機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分「設備の保守・点検管理」の認定を受けており、かつ、営業品目の「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設、消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」に登録していること。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、
ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に扱いたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 提出期限 令和8年6月11日 13:00 まで
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所(総務課 犬田)
FAX : 0561-39-5464
メールアドレス : nyukei_aichi@water.go.jp
 - 5) 質問書 令和8年6月4日 13:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和8年6月11日13:00まで**とします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

牧尾管理所外消防設備点検等業務 仕様書

令和8年5月

独立行政法人水資源機構
愛知用水総合管理所

1. 適用 この仕様書は、牧尾管理所外消防設備点検等業務(以下「本業務」という。)に適用する。
2. 業務の目的 本業務は、消防法及びその他関係法令に基づき、独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所牧尾管理所外1箇所の消防設備の点検等を実施するものである。
3. 業務場所 ①長野県木曾郡木曾町三岳7696-1
独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 牧尾管理所 管理棟 他
②長野県木曾郡木曾町三岳6349-1
独立行政法人水資源機構 合戸寮
4. 業務期間 契約締結の翌日から令和11年3月15日までとする。
5. 業務内容 上記3. 業務場所における消防設備の総合点検(年1回)及び機器点検(年2回)並びに①に設置してある地下タンク及び埋設配管の漏洩検査を3カ年(令和8～令和10年度)実施するものとする。
また、点検の結果判明した消防設備の不備(消火器の取替、誘導灯の修繕等)は担当者との協議の上、変更契約の対象とする。
6. 業務数量 別紙「点検設備一覧表」のとおりとする。
7. 暴力団関係業者の排除に関する協力 受注者は、本業務の履行に際して暴力団等からのあらゆる不当介入(不当要求)又は業務妨害に対して断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上の必要な協力を行わなければならない。
また、担当職員等とも連絡を密にとり、工程等に被害が生じた場合は協議するものとする。
8. その他

 - ・業務上知り得た情報については、第三者に漏らしてはならない。
 - ・点検実施日時等については担当職員と調整するものとし、点検実施後にはその都度、点検結果報告書を作成し、担当職員へ提出するとともに、管轄の消防署へ届出を行うものとする。
なお、届出時期については、担当職員の指示によるものとする。
 - ・業務中に機器等の不具合等を発見した場合は速やかに担当職員に報告し、別途協議するものとし、受注者の判断で修理等を行わないこととする。また、業務数量に変更があった場合及び消耗部品等の交換についても同様とする。
 - ・当該報告により発注者が修理等の指示をする場合には、業務内容並びに請負代金の変更を行うものとする。
 - ・この仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、必要に応じ、受注者発注者との間で協議するものとする。

点検設備一覧表

場所	設備内訳	数量	単位	備考
①	独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 牧尾管理所 管理棟			
	【消火器】			
	ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	22	本	2019年製(日本ドライ粉末A-3)×3 2020年製(ハツタ粉末A-3)×15 2023年製(モリタ粉末A-3)×1 2024年製(モリタ粉末A-3)×1 2026年製(ハツタ粉末A-3)×2
	二酸化炭素	1	本	2022年製(ハツタ粉末A-3)
	【自動火災報知設備】			
	電源装置	1	式	<受信機> 製造者名:ホーチキ(株) 型式等:受第18-7-1号 P型2級5回線
	受信機 P-2	1	台	
	P型2級 発信機	4	台	
	音響装置	4	台	
	差動式スポット型感知器	28	ヶ所	
	定温式スポット型感知器	10	ヶ所	
	煙式スポット型光電式感知器	5	ヶ所	
	【誘導灯】			
	誘導灯	5	ヶ所	
	【防排煙制御設備】			
	電源装置	2	ヶ所	
	連動制御器・連動中継器	2	ヶ所	
自動起動装置	4	ヶ所		
自動開錠装置	2	ヶ所		
【地下タンク及び埋設配管】				
重油タンク 容量 1,900L	1	基		
軽油タンク 容量 3,000L	1	基		
①	独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 牧尾管理所 旧管理棟			
	【消火器】			
ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	5	本	2023年製(ハツタ粉末A-3)×1 2024年製(モリタ粉末A-3)×4	
①	独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 牧尾管理所 旧支所棟			
	【消火器】			
	ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	7	本	2020年製
	【自動火災報知設備】			
	電源装置	1	式	<受信機> 製造者名:ニッタン(株) 型式等:受第8~29号
	受信機 P-2	1	台	
	P型2級 発信機	2	台	
	音響装置	3	台	
	差動式分布型空気管式感知器	4	ヶ所	
	差動式スポット型感知器	15	ヶ所	
	定温式スポット型感知器	1	ヶ所	
	煙式スポット型光電式感知器	3	ヶ所	
【誘導灯】				
誘導標識	5	枚		
②	独立行政法人水資源機構 合戸寮			
	【消火器】			
ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	4	本	2023年製(モリタ粉末A-3)×4	

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、見積書の下部か、FAXを送信していただく際の送信表の通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2者 = 63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3者 = 42 \text{ 余り } 2$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。